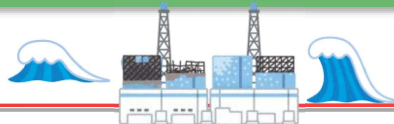




- 東電の判決に学ぶ経営
- 中古住宅を取得した場合の住宅ローン控除
- 有名人の訃報から相続対策を考える
- クラウドファンディングの会計・税務について

## 東電の判決に学ぶ経営



東京電力福島第 1 原発事故で東電旧経営陣が津波対策を怠り、会社に損害を与えたとして、総額 22 兆円を東電へ賠償するよう株主が求めた訴訟の判決で、東京地裁は 2022 年 7 月 13 日、計 13 兆 3210 億円の支払いを命じました。賠償額は国内の民事訴訟で最高金額となっています。裁判長は、「原子力事業者及びその取締役として、安全意識や責任感が根本的に欠如していた。重大事故が生じないよう最低限の津波対策を速やかに指示すべきだったが、注意義務を怠った」と判断しています。

この訴訟は、株主による責任追及の訴え(株主代表訴訟)であり、会社法第 847 条に、「会社の経営者である取締役等の違法行為や定款違反、さらに経営判断のミスなどによって会社が損害を被った場合、会社がその取締役等の責任を追及しなければ、株主が会社に代わってその役員に対して損害賠償などを求めることができる」と規定されています。東電が役員に責任追及しなかったため、株主達が訴訟を起こし、経営責任を明確にしました。会社の所有者は、株主でありその経営を取締役に委任しているから、受任者である取締役には、高度な注意義務があるからです。中小企業だと株主と経営者が同じ事が多いので忘れがちですが、経営者としての自分の姿勢やパフォーマンスを決算書で見ると、株主としての視点も必要なかもしれません。

東電の事故について振り返りますと、その最大原因は、原子炉を冷やす機能を喪失した事にあります。地震によって、建物や機械が壊れたのではなく、地震によって発生した津波によって非常用ディーゼル発電機が地下に設置されていたために、浸水したからでした。なぜ津波の多い立地場所にも関わらず、地下に設置したのでしょうか？それは、米国の仕様をそのまま日本に持ち込んだ事にあります。

米国で、津波は、tsunami と呼ばれ認知されています。しかし、1800 人の死者を出した 2005 年のハリケーン・カトリーナに代表されるように、米国の原発の立地場所における最大の自然災害はハリケーンです。また、日本の電柱は、風速 40 メートルまで倒れない経済産業省の基準に沿っていますが、カトリーナは風速 80 メートル(時速 280km)です。風速が 80 メートルから 100 メートルになると、大木が根こそぎ地面から剥がれてミサイルのように飛んできます。米国では、爆風による飛来物により非常用電源が喪失することに備え、発電機を地下に設置するようになりました。米国仕様の形だけではなく、その根本思想を学び、日本仕様に修正することで大事故は防止できたはずで。

東北では、1896 年に地震の揺れが弱くても大津波だけを発生させるタイプの地震“津波地震”が起きています。有名な明治三陸地震津波です。旧暦の 5 月 5 日、端午の節句のため宴会が開かれていました。そこへ地震が来ましたが、現在の震度 2 か 3 程度の弱い揺れだったため、人々は注意しませんでした。しかし、地震発生から 30 分あまり経ったころ、大音響とともに大津波が襲いました。犠牲者の数は約 2 万 2 千人とされていて、日本で歴史上最大の人的被害を出した津波災害でした。このときの津波の遡上高は、最大 38.2m を記録しています。

また 1960 年にも、南米チリ沖で発生した M9.5 の超巨大地震による津波が、はるばると太平洋を渡り、23 時間後に日本の沿岸を襲って 142 人の死者を出す大災害となりました。四方を海に囲まれている日本列島では、大量死をもたらす津波災害がたびたび発生し、多くの教訓を残しているはずですが、東電の旧経営陣は目を向けませんでした。その原因は、前例踏襲の思考パターンと利益追及の姿勢にあったと推察されます。私達の率いる個々の中小組織についても短期的な利益だけを志向すると、人件費や教育投資、安全投資や将来の成長分野などへの支出を渋りがちです。生産性を落としてでも、日常業務を止めてでも、根本対応すべき時もあります。失敗を隠すような組織風土、自由に意見を言えない体質を放置すると、東電のように、長期的には経営判断のミスとなり、消費者や社会に取り返しのつかない損害を与える事にもなりかねません。今回の判決を大企業の原発関連の自社とは遠い出来事と捉えるのではなく、東電の経営者が本来すべきであった経営判断は何かを考え、自社に活用する事が大切だと考えます。

成迫 升敏

# 中古住宅を取得した場合の住宅ローン控除

以前の事務所通信において、住宅の新築又は新築住宅を取得した場合における所得税の住宅ローン税額控除の令和4年度改正内容についてご紹介しました。今回は中古住宅を取得した場合における所得税の住宅ローン税額控除についてご紹介いたします。

## 税額控除の概要

令和4年度の改正により、適用期限が4年延長(令和7年12月31日までに入居した方が対象)となり、税額控除の内容は以下の通りとなりました。なお、**控除率はすべて共通で0.7%**となっています。

区分	中古住宅の取得(令和4~7年入居)			住宅の新築等(令和4・5年入居)※		
	借入限度額	控除期間	各年の控除限度額 (最大控除額)	借入限度額	控除期間	各年の控除限度額 (最大控除額)
認定住宅	3,000万円	10年	21万円 (210万円)	5,000万円	13年	35万円 (455万円)
ZEH水準 省エネ住宅				4,500万円		31.5万円 (409.5万円)
省エネ基準 適合住宅				4,000万円		28万円 (364万円)
一般住宅	2,000万円	14万円 (140万円)	3,000万円	21万円 (273万円)		

※ 住宅の新築等における令和6・7年入居時控除内容は借入限度額が低くなり、さらに、一般住宅については控除期間の短縮及び適用要件の追加があります。

## 対象となる中古住宅の主な要件

税額控除の対象となる中古住宅は、建築後使用されたことのある家屋で、次のいずれかに該当することが必要です。なお、住宅の新築等の場合はこれらの要件は必要ありません。

	改正前	改正後(令和4~7年入居)
A	家屋が建築された日からその取得の日までの期間が20年(耐火建築物の場合は25年)以下であること。 →申告時提出書類:登記事項証明書等	昭和57年1月1日以後に建築されたものであること。 →申告時提出書類:登記事項証明書等
B	取得の日前2年以内に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合するものであると証明されたもの(耐震住宅)であること等。 →申告時提出書類:耐震基準適合証明書等	

Aに該当するかどうかは、登記所で取得できる建物の登記事項証明書に記載されている建築年月日から判断でき、この書類の取得は容易です。Aに該当しない場合は、Bに該当するかどうか判断しなければなりません。この判断には建築士等の専門家による調査が必要であり、時間も費用も余計にかかります。今回の改正によりAの内容が変更され、経過年数20年又は25年以下の中古住宅ではなく、昭和57年1月1日以後に建築された中古住宅が対象となったため、適用範囲が広がりました。借入金による中古住宅の取得をお考えの方は、昭和57年1月1日以後に建築された家屋であるかどうか判断材料の一つに加えてはいかがでしょうか。

饗場 徹

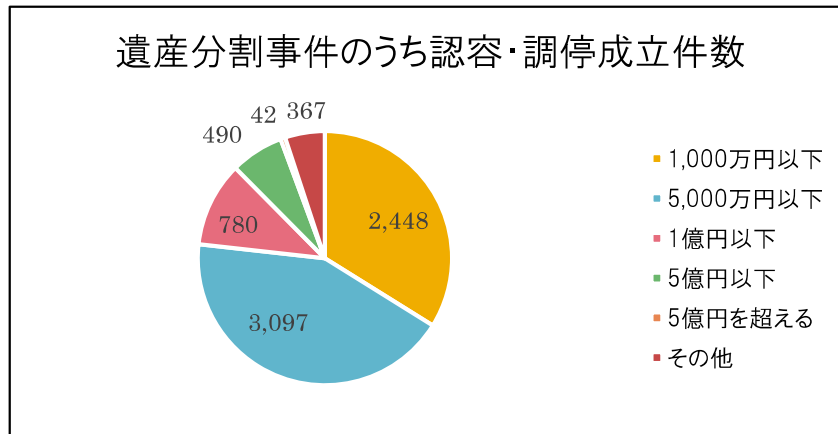
# 有名人の訃報から相続対策を考える



安倍元首相、三遊亭円楽氏、アントニオ猪木氏と、有名人の訃報が相次いでいます。こういった悲しいニュースが世の中に流れると、相続対策のご相談が増える傾向にあります。

ご自身が亡くなったあとを想像されたことはありますでしょうか。自分が死ぬ時のことは考えたくないものですが、ご自身の相続対策はご自身にしかできません。

「うちは相続税がかかるほどの財産はないし対策は必要ない」とよく勘違いされますが、裁判になる案件のうち75%が相続財産5,000万円以下です。相続財産5,000万円以下であればほとんど相続税がかかりませんが、それでも争いになってしまうので、相続対策はすべての人に必要だといえます。



(出典：司法統計情報 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数 遺産の内容別資産の価額別 全家庭裁判所)

「家族全員仲がいいから大丈夫」というお声もよくいただきますが、仲がいいからこそ、ご自身の相続で家族が争わなくて済むように相続対策をお勧めいたします。

## ① 財産の洗い出し

まずは財産と負債を洗い出します。自分ではどの銀行にどれくらいの財産を持っているかわかっていても、家族にはわからないものです。現預金・有価証券・不動産などすべての財産をまとめておきましょう。それから株式会社・有限会社・一般社団法人や出資持分のある医療法人を経営されている場合は、その持分も財産となります。評価が必要となりますので担当者にお声がけください。

## ② どの財産を誰に渡したいか決める

財産の洗い出しを行ったら、どの財産を誰に渡すのかを決める必要があります。この時、会社や医療法人の後継者には、株式や出資持分だけでなく、法人に貸している土地建物なども渡す場合が多く、必然的に後継者への財産が多くなる傾向があります。

## ③ 家族会議を開く

なぜその方に渡すのかを家族全員に伝えます。その際には必ず、その方に渡す理由や想いも含めて説明することを勧めております。気恥ずかしいかもしれませんが結果だけでなく理由も聞いておくことで納得感が高まります。



## ④ 遺言を書く

渡したい財産を渡したい人に確実に渡すために遺言を書いておきます。また、せっかく書いても遺言が不完全であれば、無効となってしまいますので、費用はかかりますが、公正証書遺言で書くのが理想です。

ここまでやっておけば、漏れなく、渡したい人に、納得感をもって、確実に渡すことができます。暗いニュースが続きますが、「元気があれば相続対策ができる」と、考えるきっかけにさせていただきたいと思います。



井上 敦史



クラウドファンディングとはインターネットを通じて商品やサービス、プロジェクト等を掲載しアピールを行い、不特定多数の方へ資金提供を呼びかけ、賛同してくれる方より資金を集める仕組みの事です。有名なサイトとしては「CAMPFIRE」や「READYFOR」などがあり、矢野経済研究所が公表している調査によると、2022年度のクラウドファンディングの新規プロジェクト支援額として1,909億円を見込んでおり、非常に大きな市場規模となっています。皆様の中にも支援をしたり、支援を募った事がある方もいらっしゃるかもしれません。今回はそのクラウドファンディングで資金を集めた側の視点で会計・税務を見ていきたいと思います。

クラウドファンディングにはいくつかのパターンがあり、資金提供者に対してリターンを必要としない「寄付型」と、商品やサービスなどの金銭以外のリターンを行う「購入型」が主流となっていますが、取り扱いはそれぞれ異なります。

## 【寄付型】

	資金受領側	資金提供者	税務の取り扱い(資金受領側)
①	法人	法人	法人税(受贈益課税)
②	法人	個人	法人税(受贈益課税)
③	個人	法人	所得税(一時所得)
④	個人	個人	贈与税

法人が資金を集める場合は資金提供者が法人(①)・個人(②)に関わらず入金時に受贈益を計上することになり**法人税の課税対象**となります。

個人が資金を集める場合は、資金提供者が法人のとき(③)、受け取った資金は一時所得の対象となり、**50万円の特別控除を超えると確定申告が必要**となります。

また、資金提供者が個人のとき(④)、**受け取った資金は贈与税の対象**となります。贈与税は年間110万円までの非課税限度額がありますが、110万円を上回ると確定申告が必要となります。

**寄付型はリターンがありませんので、消費税は不課税**となります。

## 【購入型】

資金提供者に対して行うリターンは税務上、売買契約と同様に取り扱われます。具体的な会計処理としては、入金された時点では「前受金」として処理をし、商品の引渡しなどリターンのタイミングで売上計上することになります。

個人が資金を集めた場合、個人事業主であれば事業所得、個人事業主以外であれば雑所得として確定申告が必要となります。

**購入型は売買契約となりますので、消費税も課税取引**となります。

その他、**寄付型・購入型共通の注意点**ですが、集めた資金はサイト運営者に手数料を支払い、差額が振り込まれる仕組みとなっておりますが、**収益として計上する金額は実際の入金額ではなく手数料が引かれる前の総額金額**となります。

クラウドファンディングは借入金以外で資金を集める手段として注目を集めている反面、勘違いをしていると、申告ミスという結果になり、賛同を頂き集めた資金に思わぬ税金が発生することになります。もし、個人の方で、今年クラウドファンディングで資金を集めた方がいらっしゃれば、これから確定申告を迎えますので、準備を整えていきましょう。クラウドファンディングは、インターネット上で公表されているため、税務署の反面調査もしやすいと言われていますので、法人税・所得税・消費税の取り扱いをしっかりと理解した上で、確定申告していただくことをお勧めします。ご不明な点は弊社担当者までお問い合わせください。

清水 嘉人



御挨拶

本年も格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。  
今後ともご愛顧の程、宜しく願い申し上げます。

